

第1回 中央区自治協議会 会議録

開催日時	平成31年4月26日（金曜）午後3時00分から午後4時15分まで
会場	中央区役所 5階 対策室
出席者	<p>委員</p> <p>日野浦委員，玉木委員，高橋委員，外内委員，昆委員，板井委員，加藤委員，渡邊（紘）委員，青山委員，樋口委員，中野委員，三膳委員，大竹委員，田村委員，竹田委員，三國委員，塩野委員，飯田委員，田辺（龍）委員，宮本委員，佐藤委員，目黒委員，小沢委員，前川委員，渡邊（隆）委員，松山委員，小野塚委員，田邊（裕）委員，知野委員，西潟委員，河端委員，梶委員，松川委員，後藤委員，藤瀬委員，内藤委員，島津委員</p> <p>出席 37名 欠席 1名 （高取委員）</p> <p>事務局</p> <p>[新潟市教育委員会] 学校人事課長，学校支援課長補佐， 中央区教育支援センター所長，中央公民館長，中央図書館主任</p> <p>[中央区役所] 区長，副区長，窓口サービス課長，健康福祉課長，保護課長， 建設課長，東出張所長，南出張所長，地域課長，地域課長補佐</p>
議事	<p>1 開会</p> <p>○会議の成立について 委員 38名中 37名出席のため，規定により会議は成立</p> <p>2 区長あいさつ</p> <p>3 委嘱状交付</p> <p>4 事務局紹介</p> <p>5 議事 （司会）</p> <p>それでは，本日の議事に入る前に，仮議長の選出をお願いしたいと思います。会議の議長につきましては，新潟市区自治協議会条例第9条第1項の規定により，会長が議長となることとなっておりますが，本日は第1回目の会議でございますので会長が選任されていない状況でございます。このため仮議長の選出が必要となり，選出につきましては，皆様からのご異存がなければ事務局から推薦させていただきたいと思いますが，いかがでしょうか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p>

それでは、事務局といたしましては、3期目の委員でございます竹田委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。それでは、竹田委員、席の移動をお願いいたします。
それでは、お願いいたします。

(1) 会長及び副会長の選出について (資料 議1)

(仮議長)

皆さん、こんにちは。仮議長を勤めさせていただきます竹田でございます。よろしく
お願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。本日配布いたしました次第をご覧ください。
議事(1)「会長及び副会長の選出について」でございます。事務局から説明を
お願いいたします。

(事務局)

地域課の岩渕でございます。恐れ入りますが、事務局席より着座にてご説明させて
いただきます。

区自治協議会条例第5条によりまして、会長及び副会長につきましては、互選によ
り定めることとしております。また、第9条では、会長は会議の議長となると定めら
れておりますので、まずは皆様より会長及び副会長選出をお願いしたいというもので
ございます。よろしくお願いいたします。

(仮議長)

それでは、まず会長の選出をしたいと思えます。何かご意見等がございましたら、
挙手をお願いいたします。

(佐藤委員)

私、女池のコミュニティ協議会の佐藤です。よろしくお願ひします。

会長の推薦なのですけれども、外内さんを私は推薦したいと思ひます。理由として
は、私は2期目なのですけれども、外内さんは3期目、そして前回は副会長をされて
おいでで、私、この2年間出席させていただいたのですけれども、とにかく外内さん
は思慮が深い、深く物事を考え、さらにこういう会議で人をまとめたり人を動かしたり
する力が素晴らしいということを2年間でよく分かりましたので、会長はぜひとも
外内さんでお願いしたいと思ひております。よろしくお願ひします。

(仮議長)

ただいま、佐藤委員から、外内光春委員を会長にという案の提出がありました。い
かがでしょうか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認め、外内光春委員に会長を務めていただきたいと思います。外内委員、お願いできますでしょうか。

(外内委員)

はい、承知しました。

(仮議長)

それでは、私の役目はこれまでとさせていただきます。これからの議事の進行につきましては、新会長の外内光春委員にお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

(議長)

ただいま、皆様方からご推挙をいただきまして、中央区自治協議会の会長を引き受けることとなりました外内でございます。会長という職務を担う、その重責を考えてみますと、大変困惑しているところが本音でございます。しかしながら、皆様方の絶大なご協力と、また温かいご支援をいただきながら、議長、会長を務めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

それでは、着座させていただいて、次の議事、これからのについては、私が進めさせていただきます。次第に沿って会議を進めてまいりますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

初めての委員の方もいらっしゃると思いますので、ご発言の際には、マイクを事務局がお届けしますので、録音も録っておりますので、マイクを通じてご発言をお願いしたいと思います。発言の際には、選出母体と名前をおっしゃってから発言していただきたいと思っております。

それでは、さっそくでございますけれども、副会長の選出についてでございますが、何かご意見がありましたら、挙手をお願いします。

(樋口委員)

関屋中学校区コミュニティ協議会の樋口と申します。

副会長の選出についてですけれども、外内会長の初仕事になるかと思いますが、これから会長と議事運営を担っていただくことを考えると、会長一任ということではいかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしとのことですので、私といたしましては、自治協議会の会長としてまだ不慣れな面がありますので、皆さんのところに名簿があると思っておりますけれども、第6期の副会長でありました、名簿の36番の新潟青陵大学の藤瀬委員に引き続き副

会長として留任していただきたいと思います。また、地域バランスのことを考慮しまして、再々任であります名簿の 15 番、沼垂小学校コミュニティ協議会の竹田委員、そして新任でありますけれども、名簿の 3 番、入船地区コミュニティ協議会の高橋委員にお願いしたいと思います。また、地域コーディネーターとしての経験や女性登用という点を考え、名簿の 35 番の上所小学校地域教育コーディネーターの後藤委員にお願いしたいと思います。藤瀬委員、竹田委員、高橋委員、後藤委員の 4 名に副会長をお願いしたいと思いますが、皆様、いかがでしょうか。また、4 名の方々にもお引き受けいただけるということをお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

(拍手)

ありがとうございます。それでは、藤瀬委員、竹田委員、高橋委員、後藤委員の 4 名には、副会長をお願いしたいと思います。

また、会長の職務代理ということになるのですけれども、副会長の順位について、特に定めがありません。従って、私としては年長者から順にということをお願いしたいと思います。竹田委員が第 1 位、それから高橋委員が第 2 位、藤瀬委員が第 3 位、後藤委員が第 4 位ということをお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、さっそくですけれども、竹田副会長から順に一言ずつごあいさつをいただきたいと思います。

(竹田副会長)

竹田でございます。外内会長のもとで、一生懸命、皆さんと活発な発言がありますような協議会にしていきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(議長)

ありがとうございました。

それでは、次に高橋委員お願いします。

(高橋副会長)

皆様、ごめんください。入船地区の高橋と申します。赤坂町一丁目自治会長を申し受けまして、もう 24 年経ちます。今、中央防犯協会連合会、中央警察署の連合会の会長もしております。外内議長はじめ、私みたいな者で微力でございますが、皆さんの協力のもとこの会を盛り上げていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

(議長)

それでは、次に藤瀬委員お願いします。

(藤瀬副会長)

皆様、こんにちは。青陵大学の藤瀬竜子と申します。この委員は、2期目になります。大学では児童福祉を専門としておりまして、子どもの育ちを考えたときに、やはり地域というのはとても大事だと思っておりますので、地域づくりに皆様と一緒に力を尽くしていけたらいいかなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(議 長)

それでは、次に後藤委員をお願いします。

(後藤副会長)

2期目になりました、上所小学校地域教育コーディネーターの後藤知恵と申します。まだまだ分からないことがあるのですが、外内さんの人柄についていきたいと思えます。学校では、地域の方が学校の中に入りやすいようにコーディネートしております。そういった観点でいろいろ考えていければと思っております。よろしくお願ひします。

(議 長)

どうもありがとうございました。これで正副会長が決まったということで、次の議事に進みたいと思ひます。

(2) 中央区自治協議会委員推薦会議の構成員選出について (資料 議 2)

(議 長)

次第に基づきまして、議事の(2)「中央区自治協議会委員推薦会議の構成員選出について」でございますが、事務局から説明と併せて事務局案がありましたらお願いします。

(事務局)

それでは、委員推薦会議でございますけれども、こちらは、任期中の委員の交代、あるいは補充等を検討する組織でございます、自治協議会の中に設置するというものでございます。その構成員としましては、区自治協議会条例施行規則で10名以内と決められております。今回、配布しました資料議2とありますが、中央区自治協議会の委員推薦会議運営要綱の用紙をお配りしており、その要綱によりまして、第1号委員から6名、第2号委員、第3号委員からは4名、合計10名の構成員を選出するというになっております。なお、委員推薦会議の最終結果につきましては、こちらの区の自治協議会に諮るということになっておりますので、自治協議会の会長及び副会長につきましては構成員になれないということになっております。

事務局としましては、前回、第6期の選出状況を踏まえまして、第1号委員につきましては、新潟島、東地区、そして南地区の各地区のコミュニティ協議会の数を考慮しまして、新潟島からは3名、東地区からは1名、南地区からは2名の選出としまして、各地区からの選任に当たりましては、まず経験者の方を除きまして、その中から再任の委員、あるいは年長者の委員を優先するという方法で考えていました。その結

果、事務局案でございますけれども、新潟島からは田辺委員，三國委員，そして樋口委員，東地区からは宮本委員，そして南地区からは佐藤委員，青山委員にお願いしたいと考えております。また，第2号委員，第3号委員についても同様に考えまして，第2号委員からは渡邊隆幸委員，高取委員，第3号委員からは梶委員，そして西潟委員にお願いしたいと考えております。事務局からは，以上でございます。

(議 長)

ありがとうございました。ただいま事務局から案が出されましたが，いかがでしょうか。皆さん，よろしければ拍手で。

(拍 手)

それでは，復唱しますが，第1号委員からは田辺委員，三國委員，樋口委員，宮本委員，佐藤委員，青山委員であります。第2号委員では渡邊（隆）委員，高取委員，第3号委員では梶委員，西潟委員の計10名の方でございますが，よろしくお願ひします。

(3) 所属部会について (資料 議3)

(議 長)

それでは，次に議事(3)「所属部会について」でございますが，事務局から説明をお願いします。

(事務局)

引き続き説明させていただきます。

まず，資料議3の資料をご覧いただきたいと思ひます。A3縦長の資料でございます。委員の皆様には，事前に所属部会の希望調査をさせていただきましたが，その後，私ども事務局で調整をさせていただいた結果がこちらの表ということでございます。

商業，産業，あるいは交流人口といった分野を所管していただく第1部会につきましては，こちらの表にございますように，外内会長はじめ9名の皆様。そして市民協働，健康福祉の分野を担っていただきます第2部会の皆様につきましては，渡邊紘一委員をはじめとした9名の皆様。そして教育連携，防災・防犯，それから歴史文化といった分野を担当していただく第3部会につきましては，こちらの表でいきますと日野浦委員はじめ10名の皆様。そして，最後，都市機能，生活環境，水辺文化という分野を担当していただきます第4部会につきましては，板井委員をはじめとした10名の皆様ということでございます。

私ども，委員の皆様の希望を優先してということで考えましたけれども，皆様の負担感を考慮しまして，かつ人数配置が偏ることがないように，事務局で一部調整をさせていただいたところです。調整に当たりまして，所属部会の変更に応じていただきました委員の皆様におかれましては，この場をお借りしまして改めて感謝申し上げたいと思ひます。ありがとうございました。事務局からは，以上でございます。

(議 長)

ありがとうございました。事務局から説明がありましたが、一部調整があったとのことですが、委員の皆様の希望が反映されている状況でありますので、第7期中央区自治協議会の部会構成についてはこれで決定したいと思いますのですが、いかがでしょうか。

(拍 手)

ありがとうございます。では、ご承認いただいたということで、今後、速やかに部会活動に入っていただくために、本会議終了後、各部会とも部会開催日を決めていただきたいと思いますので、後ほど事務局から連絡があると思いますので、よろしくお願いいたします。

(4) 信濃川やすらぎ堤利用調整協議会委員の推薦について (資料 議 4)

(議 長)

それでは、次の議事でございますが、(4)の「信濃川やすらぎ堤利用調整協議会委員の推薦について」でございます。それでは、事務局から説明と、併せて事務局案がありましたらお願いします。

(事務局)

それでは、続きまして配布資料の資料議4をご覧くださいと思います。

信濃川やすらぎ堤利用調整協議会でございますけれども、こちらは、やすらぎ堤の賑わい創出ですとか、利活用、あるいは管理運営に関するルール等について意見を付す会ということでございまして、年3回程度会議がもたれるということでございます。こちらには、地域代表の委員としまして、これまでも中央区自治協議会から1名を推薦しておりましたが、この度、自治協議会の委員も改選があったということもございまして、改めて1名の委員推薦をお願いしたいということで、まちづくり推進課より推薦依頼が届いております。委員の任期につきましては、本日から平成33年の3月31日までということですので、ほぼ2年間ということになります。

これまでは、萬代橋から八千代橋にかけてのやすらぎ堤の利用管理運営という点もございまして、地元のコミュニティ協議会でございます南万代地区コミュニティ協議会選出の委員をお願いしておりました。私ども事務局としましては、引き続き南万代地区コミュニティ協議会選出の、今回は宮本委員をお願いしたいと考えておりますが、その旨についてお諮りしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(議 長)

ありがとうございました。ただいま事務局の案につきまして、皆様、いかがでしょうか。また、宮本委員、よろしいでしょうか。

(宮本委員)

はい。

(議 長)

宮本委員がよろしいそうです。皆さん、よろしいでしょうか。

(拍 手)

ありがとうございます。それでは、宮本委員、よろしく願いいたします。

6 報告

――各所管課からの説明（報告）――

(1) 令和元年度 区教育ミーティングの実施について（資料 報1）

次に、報告として「(1) 令和元年度の区教育ミーティングの実施について」でございます。担当課から説明をお願いします。

(中央区教育支援センター)

中央区教育支援センターの佐々木でございます。改めましてよろしく願いいたします。

私から教育ミーティングの実施につきまして、説明したいと思っております。着座にて失礼いたします。

新潟市では、教育委員の担当区制を導入しておりますが、各区を担当する教育委員は、資料2枚目の上部に記載のとおりでございます。A4横の教育ミーティング実施についての区担当教育委員、中央区・南区とございます。中央区担当は、上田委員と小野沢委員でございます。この区担当教育委員の活動としまして、2種類の教育ミーティングを実施しております。ミーティングの場において、市及び区の教育情報を皆様に提供させていただくとともに、区の実情や特性を把握し、市全体の教育の施策に活かしていきたいと考えております。

資料の2枚目左側、区教育ミーティングをご覧ください。こちらは、自治協議会委員と教育委員の懇談を行うものです。昨年度に引き続きまして、今年度も開催したいと考えております。開催にあたりましては、ご協力ほどよろしく願いいたします。区教育ミーティングは、年2回、1回目は6月から9月までの間、2回目は10月から翌年1月までの間の自治協議会の会議や部会の開催に合わせまして、1時間半程度で行いたいと考えております。参加者につきましては、1回目はすべての自治協議会委員の方を対象に開催し、2回目につきましては、教育を担当する部会を中心に行いたいと考えております。

1回目の会議では、まず教育委員会が今年度進める施策につきまして皆様に情報提供させていただき、ご意見をお伺いしたいと考えております。その後、事前に皆様と区教育支援センターで調整し設定しましたテーマにつきまして、その現状や課題など意見交換していただきます。後日、テーマの設定に関しましてご照会させていただきたいと思っております。

2回目の会議につきましては、設定したテーマについて、1回目を踏まえまして、課題への取組内容、成果などにつきまして情報共有したうえで、意見交換をしていた

だきたいと考えております。

なお、資料右側と資料3枚目につきましては、区担当教育委員のもう一つの活動の中学校区教育ミーティングの実施内容を記載しております。こちらは、区担当教育委員が中学校区単位で行っている取り組みでございます。地域の皆様からは、コミュニティ協議会の代表者の方などからご参加いただきたいと考えており、自治協議会にはコミュニティ協議会の代表の方もおられますので、ご紹介させていただいたものです。ミーティングの実施予定校を3枚目に示しております。開催の折にはご協力いただきますよう、併せてお願いいたします。

教育ミーティングの概要につきましては、以上でございます。最後になりますが、第1回目の区教育ミーティングの日程につきましては、自治協議会会長や部長とご相談のうえ決定したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。教育ミーティングにつきましては、以上でございます。

(議 長)

いまほどの教育ミーティングについて、何かご質問等はございますか。

またその開催前になったら、佐々木さんが詳しく、こういう日程でしますという話をしますので、そのときでもいいかと思っております。では、教育ミーティングにつきましてはこれでいいですね。

それでは、佐々木さん、次の議題に入るのですが、担当者が来ていないみたいですが、ご説明できますか。

(中央区教育支援センター)

はい。

**(2) 市立学校園における多忙化解消並びに勤務時間外の電話対応の取組について
(資料 報2)**

(議 長)

では、次に「(2) 市立学校園における多忙化解消並びに勤務時間外の電話対応の取組について」ということではありますが、お願いします。

(市教育委員会 (中央区教育支援センター))

それでは、続きまして働き方改革につきましてのご説明なのですが、本来、学校支援課、学校人事課からこちらに来まして説明する予定なのですが、秋葉区で自治協議会が終って、今こちらに向かっている形になるかと思いますが、少しこちらの進行も早かったなので、私が説明を先に進めさせていただきたいと思っております。資料報2、こちらにカラーのリーフレットと電話対応につきましてという資料を添付してございますので、そちらをご覧ください。

自治協議会の皆様には、日ごろより新潟市の教育、そして地域の学校へのご理解とご支援をいただき、心より感謝申し上げます。今日は、現在進めております学校における働き方改革につきましてお話しさせていただきます。それでは、お手元の働き方改革、リーフレットをご覧ください。

新潟市では、平成 30 年に第 2 次多忙化解消行動計画を策定し、全ての教職員が生き生きと子どもと向き合うために、学校園、行政、保護者、地域が一体になった新潟市の働き方改革を推進しております。働き方改革は、学校だけの動きではなく、法律の改正に伴う国全体、社会全体の動きになっております。

リーフレットの裏面をご覧ください。ここに教育長の言葉がありますが、社会の変化とともに学校への期待や要望、役割が増加かつ多様化し、現在教職員の長時間勤務は見過ごすことができない状況になっております。教職員が日々の生活や教職人生を豊かにし、心身ともに健康であることは、よりよい授業、よりよい指導につながり、教育の質を高めるものだと考えております。また、質の高い教育を今後も持続可能なものとしていくためには、教職員の働き方を見直し、長時間勤務を縮減することが不可欠な状況になっています。子どもたちのために学校における働き方改革を進めていくには、保護者や地域の理解と協力がぜひとも必要でございます。これまで、市 P T A 連合会との話し合いを重ねながら進めてまいりました。各地域を代表する自治協議会の皆様には、この機会をとおして学校における働き方改革について一層のご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、リーフレットをお開きください。左側の部分が、教職員の勤務状況でございます。青いところですよ。左側が教職員の勤務状況でございます。1 段目、教職員の時間外勤務は、夏休みや冬休みのある 8 月や 12 月は短くなっておりますが、学校行事がピークを迎える 5 月、6 月、9 月、10 月、11 月は特に長くなっております。80 時間超えの割合が月平均 11 パーセントを超えております。2 段目です。中でも中学校の教職員の時間外勤務時間が長くなっております。運動部の大会直前の 5 月、6 月は、30 パーセント以上の教職員が 80 時間以上の時間外勤務になっております。次に 3 段目、職位別に見ますと、教頭と主幹教諭の時間外勤務が長くなっております。教頭、主幹教諭は、授業だけでなく、学校運営全体にかかわるさまざまな校務の管理や調整、P T A や地域の窓口になっており、業務量が多くなっているためと考えられます。

また、右側の部分でございますが、「私たち働き方改革応援団」としまして、市 P T A 連合の皆さんやボランティア、地域住民の方からの応援メッセージをいただいております。

さらに中面を開いてください。左側のピンクの部分が教育委員会の取り組み、右側の緑色の部分が学校園での取り組みを示しております。まず、左側の教育委員会によるバランスのとれた勤務のための取り組みでございます。勤務時間の把握、適正な退勤時刻の目安の設定のほか、休暇を取得しやすい環境づくりとしまして、学校閉庁日、年休取得促進日を設定しております。学校閉庁日や年休取得促進日には、いわゆる日番を置かず、緊急連絡は教育委員会で受けることにしております。勤務時間外の電話対応については、最後に改めましてご説明いたします。

次に、学校支援の取り組みでございます。教員の定数につきましては、法律で定められておりますので、その改善について引き続き要望していくとともに、小学校の授業時数増加への対応として英語の専科教員の配置を行うとともに、教職員の事務負担軽減のための学校事務支援員を小学校に配置しております。また、授業準備や教材作りに役立つコンテンツを市の総合教育支援センターのホームページに共有し、ゼロか

ら作る労力を省き、業務の効率化を図っております。

特にスクールロイヤー制度の導入についてご覧ください。価値観が多様化し複雑化する中で、学校が抱える難しいトラブルや問題につきまして、スクールロイヤーが法的知見からアドバイスや相談を行うスクールロイヤー制度を導入しました。学校現場からは、よりよい解決につながるとともに、教職員の精神的な負担の軽減につながっているという評価をもらっております。

次に、適正な部活動のための取組です。部活動には、大きな教育的意義がありますが、過度の部活動が成長期にある生徒に大きな負担になったり、指導する教職員の時間外勤務の大きな要因にもなったりしております。平成 30 年に適切な休養日や練習時間などについて定めた「新潟市立中学校部活指導のガイドライン」を策定し、それに基づいた部活動の徹底を図っております。また、国の事業を活用して、部活動指導員の配置を進めております。部活動指導員は、教職員と同様に生徒を指導し、大会の引率が可能になりました。生徒の技術指導の充実とともに、専門的な指導が難しい教職員にとっては負担の軽減につながっております。

次に、右側の学校園の取り組みです。緑で囲っているところになります。各学校とも多忙化を解消し長時間勤務を縮減するために、実態に応じてさまざまな取り組みを進めております。詳しくは、後程ご覧ください。業務を見直し効率化を図って、子どもと向き合う時間を生み出している学校、ノー会議デーやノー残業デーなどを設定して、時間外勤務を縮減している学校、PTAの業務を見直し、保護者と役割分担を進めている学校、地域のボランティアの協力によって教務や行事に必要なグッズを作り、お便りの印刷などをお願いしている学校などがあります。また、教職員一人一人にも生活者として時間を意識した勤務について意識改革を促しているところです。

それでは、続きまして勤務時間外の電話応対について説明いたします。別の資料「市立学校園の勤務時間外の電話応対について」をご覧ください。これまで、学校は、勤務時間外であっても、教職員がいれば、どういう時間帯でも電話応対をしてきました。一部の保護者かもしれませんが、平日の夜遅く学校に電話をしたり、休日や夜間に担任の自宅の電話や携帯電話に質問や苦情などをお寄せになるケースが少なからずございました。電話をされた方にとっては一刻も早く伝えたい重要な内容かもしれませんが、客観的に考えればさほど緊急を要しない内容もあったところがございます。学校園の教職員にとって、授業や部活動が終了してから退勤するまでの時間は、その日の記録の整理や翌日の授業の準備、行事の計画などに係る業務を行う貴重な時間でございます。休日や夜間は、休養し、明日への鋭気を養うプライベートな大切な時間ということでございます。そこで、子どもたちによりよい教育を行うための時間を確保するとともに、教職員の適正な勤務時間への意識をより一層高めることを目的に、学校園が外部からの電話に対応する時間帯を市内で統一することにいたしました。

まず、平日朝の欠席連絡等は、午前7時45分からといたします。この時刻までに必ず教職員の誰かが出勤しなければならないわけではなく、教職員が出勤している場合に限ります。ただし、広域から通学している中等教育学校、高等学校、スクールバスで通学している学校園は、学校園の実情に応じて保護者に応対時間帯や連絡先等を知らせます。平日の夕方は、校園種別に次の時刻までといたします。まず、幼稚園、

小学校，特別支援学校は，午後6時までです。これは，多忙化解消行動計画に示した適正な退勤時刻の目安の30分前です。中学校，中等教育学校，高等学校は，午後7時までです。部活動に参加した生徒が完全に下校するのが午後6時半の学校が多いことから，その30分後といたしました。明鏡高等学校夜間部は，午後9時45分まででございます。

続きまして，休日等は，教職員が在校，在園しておられますも，学校の電話での対応は行いません。部活動の欠席連絡方法は，各学校が保護者に伝えます。なお，部活動顧問の携帯電話番号を知らせる場合は，休日の欠席連絡のみで使用してもらうことを原則とします。長期休業日の電話対応可能な時間は，勤務時間内，概ね午後4時45分頃までといたします。教職員の勤務時間は，平日概ね午後4時45分頃までのため，上記時間でも電話対応できない場合もございます。

子どもの安全に係る事件，事故等の緊急連絡につきましては，休日，夜間の警察事案について学校と情報共有が必要と警察が判断した場合，これまで同様に学校に連絡が入ります。休日，夜間の救急搬送事案につきましては，市危機対策課から学校支援課担当の携帯電話に連絡が入り，学校支援課から当該校園の管理職に連絡します。

また，4月，5月は，保護者，地域住民への周知期間とし，6月から全面実施となります。まず文書で趣旨や内容を示し，PTA総会，自治会会長会などの機会や学校便り等を通じて保護者，地域住民に丁寧に説明し，反応を確かめながら実施していくことで理解を得てまいります。学校の規模やPTAの取り組み等によって十分周知でき，早めに理解を得られたと判断できたなら，実施の時期を早める学校もあります。私ども教育委員会も，市PTA連合会の会合，区教育ミーティング等の会合で，直接保護者，地域の皆様に説明してまいります。先日は，副区長会議で説明いたしました。本日のように，4月の各区自治協議会でも説明をしております。

なお，地域教育コーディネーターが地域連携業務のため公用携帯電話を所持しております。これまでごく少数ではございますが，地域内で起った交通事故等につきまして，学校だけでなくコーディネーターの公用携帯電話に電話をされる保護者，地域住民の方がいらっしゃったということがございますが，この電話はあくまで地域連携業務限定で使用するように，学校便り等を通じて保護者，地域住民に周知していきますので，ご承知おきください。

この取り組みは，全市で時間帯を統一するからこそ効力があり，周知徹底していきます。取り組みが徹底するよう，自治協議会の皆様からのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。この取り組みにより，教職員の負担が少しでも減り，子どもの教育活動のために使う時間が増え，新潟市の子どもたちの教育活動がより充実したものになることを願っております。

最後に，学校における働き方改革，勤務時間外の電話対応につきまして説明させていただきましたが，このことは，決して保護者，地域との連携を軽視するものではありません。今後も持続可能な方向で連携の質を高めながら，子どもたちのために学校と地域とが一体となった教育を展開していきたいよう，学校にも指導していきたいと思っております。皆様のご協力，ご理解をよろしくお願いいたします。本日は貴重なお時間をちょうだいいたしまして，ありがとうございました。

(議 長)

ありがとうございました。皆さん、何か質問はありますか。

(田辺委員)

湊地区コミュニティ協議会の田辺です。バランスのとれた勤務のための取り組みというところで、「適正な退勤時刻の目安を設定」と書いてあります。ピンク色のところですが、教職員のきちんとした勤務時間は、何時から何時までなのですか。簡単に言いますと、「適正な」と書いてあるところに非常に疑問を感じるのです。これ、例えば中学校が7時までですよ。それから、小学校や幼稚園は6時半ですよ。労働基準法で言えば、8時間でしょう。遥かに超えているわけですが、この適正と言われると、何か違和感を感じます。それが当たり前のように皆が思ってしまう、それはおかしいと私は思います。例えば、行政の中では、何時に帰られているのですか、というような感じですね。簡単に言えば、正確な勤務時間を教えてください。

(議 長)

学校人事課からご対応をお願いいたします。

(市教育委員会学校人事課)

教育委員会学校人事課長の池田と申します。教育委員会の中で働き方改革を担当している課でございます。

今ほどのご質問についてですが、勤務時間については、学校ごとに始業時間が異なりますので、恐らく8時20分とか8時半とか8時15分からスタートして、7時間45分で、4時45分であるとか、5時15分であるとか、休み時間等の設定によって変わると思いますが、この適正な勤務時間というのは、その7時間45分を超えて残っている時間を適正と謳っています。ご指摘のとおり、本来であれば勤務時間以外は一切電話を受け付けないであるとか、一切保護者からの連絡を受け付けないとかという考え方もできますが、実際、保護者の方々にどうしても連絡しなければいけないことであるとか、その対応のためであるとか、部活動であるとか、そういうものを指導していくと、結果的に7時くらいになり、この時間になる。実際は、今現在はもっと遅い時間まで残っているのが常態化しているという状態ですので、それを働き方改革で地域の方や保護者の方の理解を募って早くしていきたい、そういうような取り組みです。

(田辺委員)

この「適正」という文字を、どのように考えていらっしゃるのか。これはよろしいのだという意図で使っているのか、もっと理想に先生方の勤務時間を近づけるのが正しいと判断すべきではないですか。

(市教育委員会学校人事課)

この適正な勤務時間、この設定に対しては、これを設定する過程では、教頭先生や校長先生、学校現場、そして市PTA連合会であるとか、さまざまな方々と一緒に話

し合いを進めてまいりました。その中で、やはり声の中では、やはり残業時間0を目指すべきでないのか、勤務時間の終わりイコール業務の終わりという考え方はどうかというご意見も出ましたが、今までの実態を考えると、そこまではまだできないだろうと。そして、もちろんこの働き方改革が進んでいく最終的なゴールについては、またこれから求め続ける必要があると思いますけれども、現時点では、この適正と考える時間さえもなかなか守られていないという実態から、まずこの時間帯を目指したい。そして、それが達成できたときについては、また次の指標なりを目指すべきだと考えております。

(議 長)

いずれにしても、ここにも書いてありますが、学校ごとに、保護者、PTA等に十分説明してください。自治協議会の委員は、おじいさんやおばあさんの立場の人が多いですから、学校と保護者が直でやれば、地域の問題は起こらないと思うので、その辺よろしくお願ひしたいのですが、いかがですか。

(市教育委員会学校人事課)

ありがとうございます。どうしても学校の働き方改革が、学校と保護者だけの間だけではなくて、今このような場で説明の場をもたせていただいたのは、取り組んでいることをご理解いただきたいことと、今のようなご意見を聞きながら、閉ざされた中ではなくて広く地域の皆さんと一緒に、学校のあり方や教育のあり方をともに考えていきたいということで、このように発表させていただきましたので、今のご意見、先ほどのご意見を取り入れながら、また検討を重ねていきたいと考えます。ありがとうございました。

(議 長)

ありがとうございます。時間の関係もありますので、皆さん方、今日資料を配られていきなり質問はないかと言われてもなかなかないと思うのです。これは家に帰ってよく読んでいただいて、質問したい人は、そこに問い合わせ先ということで学校人事課、学校支援課がありますので、そちらに直接問い合わせ、それでいいですよ。

(市教育委員会学校人事課)

はい。

(議 長)

そうしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

では、そのようにさせていただきます。では、この報告は終わります。

7 その他

(1) 平成 31 年度（令和元年度） 中央区自治協議会の年間開催日程について (議 長)

それでは、最後になりますが、その他「(1) 平成 31 年度（令和元年度）中央区自治協議会の年回開催日程について」でございますけれども、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

地域課の土佐でございます。私からは、平成 31 年度（令和元年度）中央区自治協議会の年間開催日程についてご説明いたします。

中央区自治協議会の日程につきましては、委員の皆様、大変お忙しいと思いますので、ある程度スケジュールが分かったほうがよいかということで、第 3 期の平成 23 年度から毎月最終金曜日午後 3 時を基本としまして、定例開催させていただいております。事務局といたしましては、今年度も一年間、これまで同様に毎月の最終金曜日午後 3 時を基本としまして開催していただくのはどうかと考えておりますが、皆様のご意向を確認させていただきたいと思っております。なお、12 月、3 月につきましては、年末、年度末の多忙な時期に当たりますため、これまで同様、最終の一週前の金曜日に設定してはどうかと思います。以上でございます。

(議 長)

ただいまの事務局の説明について、何かご意見はございますか。

(大竹委員)

長嶺地域コミュニティ協議会の大竹と申します。

5 月の最終の 31 日なのですけれども、中央区社会福祉協議会の総会が入っているということで連絡をいただいているのですけれども、そのような場合は、どのような形をとったらよろしいのかと思ひまして。

(議 長)

どう答えますか。社会福祉協議会は代わることができないわけですね。

(渡邊（隆）委員)

中央区支え合いのしくみづくり会議の渡邊です。私の所属は中央区社会福祉協議会で、おっしゃっていただいたとおり 5 月の最終金曜日は、中央区社会福祉協議会の総会がもう予定されていまして、この中にも出席予定の方も何人かいらっしゃって、5 月に関してだけ言うと予定が厳しいかなと思ひました。ご発言いただきありがとうございます。

(議 長)

事務局、どうしますか。欠席やむを得ないということで、法定に基づいた出席の人数があればできるわけだから。お答えください。

(事務局)

社会福祉協議会の会合と被っていて、実際両方に当たられる方は挙手していただいでよろしいでしょうか。

(田辺委員)

社会福祉協議会ではないのですけれども、うちのコミュニティ協議会は、多分二人とも出られないと思います。31日は、湊地区コミュニティ協議会の行事が入っておりますので、今、最終の金曜日と提案されたわけです。私どもは、もうポスターも貼ってあるし、回覧板も配ってあるし、動かし難いです。

(事務局)

来られない方と、両方重なっている方含めて、挙手をお願いしてもいいですか。7名ですね。

すみません。事務局としましては、会場の都合などもありまして、大変申し訳ないのですけれども、予定通り31日の金曜日の3時から開催をお願いしたいと思っております。なお、両方被ってしまい、やむなく欠席ということであれば、資料を後日送付させていただいて、対応等はしっかりさせていただきますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

(議長)

分かりました。そういうことです。31日は、自治協議会も3時から予定通り開催します。皆さん方のところに、資料送付等、対応していただければよろしいかと思えます。

そうすると、今言ったように、皆さんいろいろ事情がありますので、基本的に、これまでもやってきたので最終金曜日の午後3時からということで、次回から日程を書いたものをお渡しいただければと思っておりますので、ここで初めて出てきた人もおられますので、毎月第4、第5のときもあるのでしょうか、最終金曜日ということをお願いします。

(藤瀬委員)

青陵大学の藤瀬です。質問ですが3月につきましては、1週早めて前の週でというお話があったかと思うのですが、今、手帳を開きましたら、春分の日で祝日になっているかと思ひまして、もしここで分かれば教えていただきたいと思います。

(事務局)

3月につきましては、20日金曜日がちょうど春分の日でありますので、前の日の3月19日(木)3時から開催したいと今のところ考えております。

(藤瀬委員)

ありがとうございました。

	<p>(議 長) 分かりました。では、次回の自治協議会で1年の日程表を出しますね。事務局、いいですか。</p> <p>(事務局) はい。用意させていただきます。</p> <p>(議 長) そういうことで、1年間の日程表が出ますので、それに基づいて皆さんに行動していただければありがたいと思っております。 それでは、これで本日、第1回の中央区自治協議会を閉会といたしたいと思えます。お疲れさまでございました。</p> <p>8 閉会</p>
傍 聴 者	6名
報 道 機 関	1社